

算定できる事業所は以下のサービス提供事業所です

訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（★：介護予防も含む）

加算を算定するには以下のステップを参考にしてください。

加算取得の手順

ステップ1 体制届出を提出

詳しくはこちら

厚生労働省のHPにある「体制届出に関する通知」の項目にある別紙様式11を使います。



訪問診療実施している歯科医療機関はナビイ等でも探すことができます。



詳しくはこちら



ステップ2 利用者の口腔の健康状態を確認します

詳しくはこちら

お口の確認項目が8個あります。



ステップ3 歯科医療機関と介護支援専門員に情報共有をします

もう少し詳細を知りたい方はこちらをご覧ください



算定についてよくわからない方は、算定する事業所のある市町村にまずはお問い合わせください。



一般社団法人

日本老年歯科医学会

Japanese Society of Gerodontology